

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年十月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年十月十日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県富士見市鶴瀬東一丁目二千四百十二番一 地先から 二千六百四十七番三十七地先まで</p> <p>埼玉県富士見市鶴瀬東一丁目 二千六百四十七番三十六地先から 二千六百四十八番二十三地先まで</p> <p>埼玉県富士見市鶴瀬東一丁目二千五百二十番五 地先から 二千五百二十番十一地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十七・二</p> <p>三十五・一</p> <p>三十六・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>八・〇</p> <p>六・〇</p> <p>四・〇</p>